

柴田町健康づくり推進協議会設置条例をここに公布する。

令和6年3月7日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第4号

柴田町健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

第1条 町民の健康づくりを積極的に推進し、健康及び福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、柴田町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健事業計画に関すること。
- (2) 地域保健問題の把握及び対策に関すること。
- (3) 健康づくり事業に関すること。
- (4) 歯科口腔保健事業に関すること。
- (5) その他町民の健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 関係行政機関を代表する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 衛生組織を代表する者
- (4) 学校、事業所等を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募により選任された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

